

平成23年度知的財産プロデューサー採用基準

平成23年8月
社団法人 発明協会

知的財産マネジメントの専門家（以下「知的財産プロデューサー」という。）を公的資金が投入された革新的な成果が期待される研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に派遣することを通じて、当該研究開発プロジェクトの研究の初期段階より知財の視点から成果の活用を見据えた戦略の策定や研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を行うことにより、我が国のイノベーションの促進に寄与するという「知的財産プロデューサー派遣事業」（以下「本事業」という。）の目的に鑑み、知的財産プロデューサーに求める採用基準を以下に定める。

〔採用基準〕

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、派遣先研究開発機関等のニーズに適した人材を採用する。

1. 必須要件

- ① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、かつ、企業等において知的財産管理部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門（以下「知財管理部門等」という。）に所属した経験及び十分な実務経験を有していること。
- ② 知財管理部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当する職務）に携わった経験を有し、知財管理部門等における人材育成能力を備えていること。
- ③ プロジェクト等の状況及びニーズに応じて、研究成果の活用を見据えた知的財産戦略のプランニングができること。

2. 任意要件

- ① 企業等において、事業化や研究開発のプロジェクト設立の経験を有すること。
- ② 企業等において、国際標準化業務の経験を有すること。
- ③ 企業等において、国際的なライセンス業務の経験を有すること。
- ④ 大学院等において、事業戦略や知的財産戦略に関する知識を体系的に修得していること。

- ⑤ 大学、公的研究機関において知的財産管理部門等での業務経験を有すること。
- ⑥ 企業と大学又は公的研究機関との間での共同研究又は委託研究の推進等、産学官連携に関する実務経験を有すること。
- ⑦ 複数企業又は複数大学による共同研究開発プロジェクト等において、知的財産活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ⑧ 平成14年度から平成22年度までの間に、大学における知的財産管理体制構築支援事業において派遣された大学知的財産アドバイザーとしての評価が高いこと。
- ⑨ 平成20年度から平成22年度までの間に、試行的に研究開発コンソーシアムに派遣された知的財産プロデューサーとしての評価が高いこと。
- ⑩ プロジェクト等における知的財産戦略策定支援に掛ける情熱と、プロジェクト構成員の多様性に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。